

社会福祉法人 ウエルプラザ

特定施設入居者生活介護事業所
ケアハウス 好日館

重要事項説明書

特定施設入居者生活介護重要事項説明

特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス好日館

当施設は介護保険の指定を受けています。
(高知県知事指定第3971200088号)

当事業所は、契約者に対して指定特定施設入居者生活介護を提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 はじめに

当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

2 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 ウェルプラザ
法 人 所 在 地	高知県香美市土佐山田町550番2
代 表 者	理事長 楠目 隆
電 話 番 号	0887-52-2112
設 立 年 月 日	平成10年6月10日

3 利用施設

事 業 の 種 類	特定施設入居者生活介護
施 設 の 名 称	ケアハウス好日館
所 在 地	高知県香美市土佐山田町550番6
管 理 者	施設長 宮本 典子
電 話 番 号	0887-52-3353
F A X 番 号	0887-52-2882
メールアドレス	tosakami52@smile.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.welplaza.or.jp
開 設 年 月 日	平成18年12月1日
利 用 定 員	50名
指 定 番 号	高知県知事指定第3971200088号

4 施設設備の状況

(1) 設備

主 な 設 備 の 種 類	数	備 考
居室（1人部屋）	50	13.21㎡～19.97㎡
食堂談話室	5	35.75㎡～45.84㎡
医務室	1	22.75㎡
機能訓練室	2	24.75㎡
喫茶室(カフェ日々)	1	52.5㎡
共有便所 ※全居室に便所あり	6	3.9㎡～4.2㎡
個浴槽	5	9.8㎡～19.25㎡
特殊浴槽（2階）	2	18.46㎡、22㎡
洗濯室（家庭用） （業務用）	5 1	2.44㎡～3.6㎡ 40.23㎡
サービスステーション	2	14.2㎡、21.67㎡

5 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種		常 勤 換 算	業 務 内 容
管理者 施設長		1名	施設全体の管理を行います。
生活相談員		1名	日常生活上の生活に応じ、適宜助言、支援を行います。
介護支援専門員		1名	特定施設サービス計画を作成します。
機能訓練指導員		1名	個別リハビリ計画を立案・実施します。
管理栄養士		1名	契約者の身体の状態及び栄養や嗜好を考慮した食事を提供し、栄養の管理を行います。
事務職員		1名	施設運営事務を行います。
介護職員等	看護師 准看護師	2名以上	健康管理や療養上の援助を行い、日常生活上の介護、介助等も行います。
	介護福祉士 介護士	15名以上	日常生活上の介護、介助の他、健康保持のための援助等を行います。
	現業職	1名	主に、洗濯業務を行います。

主な職員の勤務体制（※標準的な出勤曜日・勤務時間帯）

職 種	勤 務 体 制
管理者 施設長	月～金曜日 8：30～17：30
生活相談員	月～金曜日 8：30～17：30
介護支援専門員	月～金曜日 8：30～17：30
機能訓練指導員	月～金曜日 8：30～17：30
管理栄養士	月～金曜日 8：30～17：30
事務職員	月～金曜日 8：30～17：30 土曜日 8：30～12：30
看護職員	毎日 8：30～17：30
介護職員	毎日 早出 6：30～15：30 日勤 8：30～17：30 遅出 10：30～19：30 夜勤(2名) 17：00～10：00

6 事業の目的と運営方針

事業目的	入居者のため、プライバシーや権利、自由が保障されているケアハウスの運営を通して、地域の高齢者福祉に貢献する事を目的とする。
施設運営方針	入居者の個々に応じた適切な援助と入居者の意思、人権を尊重し、自立した生活の支援を行い、入居者の立場に立ったサービスを提供するとともに、地域社会に期待され、地域に根ざし、地域とともに歩む、開かれた明るい施設を創る。

7 サービスの内容及び利用料

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・ 管理栄養士の立てる献立表により、入居者の身体の状態及び栄養や嗜好を考慮した食事を提供します。 (主食、副食はアレルギー・嗜好等に配慮し、代替品を提供します。毎食、米飯・パン食より選択する事ができます。) ・ 食事は出来るだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 食事時間 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～ ※基本時間とし、入居者の体調や意向により、食事場所(食堂、居室、ラウンジ、カフェ日々等)や食事時間の調整をさせていただきます。
入 浴	・ 年間を通じて、週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・ 寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴する事が出来ます。
排 泄	・ 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ おむつを使用する方に対しては、必要に応じて随時交換を行います。
生活リハビリ	・ 入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復または、低下を防止するための生活リハビリを実施します。
健康管理	・ 看護、介護職員等が健康管理を行い、必要に応じて主治医、医療機関と連携し円滑な援助を行います。
褥瘡予防	・ 褥瘡が発生しないように、入居者の身体状況に応じて適切な体位交換及び必要に応じて適切なマット等を使用した予防に努めます。
そ の 他	・ 入居者の意思を取り入れた特定施設サービス計画を作成し、自立支援に努めます。 ・ 「出来る事は、自分で時間をかけてでも」を基本とし、意思やペースを大切にし、残存能力の維持、減退防止に努めます。 ・ 個々に応じた生活リズムを考え、メリハリのある生活をしていただけるよう支援します。 ・ 各援助の場面において、プライバシー、権利保護に努めます。 ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 生活リズムを考え毎朝夕の着替えや口腔ケアを行うよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われる様援助します。

(2) 介護サービス利用料金 (厚生労働省公示の金額)

※令和6年10月1日より

				※1	※2
介護度	①基本報酬	②各種加算	③合計	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (12.8%)	1か月(30日) 1割負担額 (2割負担額) (3割負担額)
1	542 単位/日	・夜間看護体制加算 9 単位/日	585 単位/日	①基本サービス費に、②各種加算を加えた総単位数③に対して、 加算率 12.8%を乗じた単位数	19,796 円 (39,592 円) (59,388 円)
2	609 単位/日		652 単位/日		22,064 円 (44,128 円) (66,192 円)
3	679 単位/日	・個別機能訓練加算Ⅰ 12 単位/日 ・サービス提供体制 強化加算Ⅰ 22 単位/日	722 単位/日		24,432 円 (48,864 円) (73,296 円)
4	744 単位/日		787 単位/日		26,632 円 (53,264 円) (79,896 円)
5	813 単位/日		856 単位/日		28,967 円 (57,934 円) (86,901 円)

※ 加算要件 介護職員の賃金の改善をしているものとして都道府県知事に届け出た指定介護事業所が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合。上記①～③を算定します。

※2 市町村発行の介護保険負担割合証の負担割合に従う。

各種加算(介護保険法) ※下記のサービスを提供した場合に加算・減算されます。

科学的介護推進体制加算(40 単位/月)

- ・入居者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- ・必要な応じたサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

夜間看護体制加算

(Ⅰ)18 単位/日

- ・(Ⅱ)の取り組みに加え、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であり、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合。

(Ⅱ)9 単位/日

- ・入居者の医療ニーズへの対応の観点から、看護師による医療機関等との連携により夜間における看護体制をとり、健康上の管理等を確保するために夜間看護体制を行った場合。

個別機能訓練加算

(Ⅰ)12 単位/日

- ・ 個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を行った場合。

(Ⅱ)20 単位/日

- ・ (Ⅰ)を算定している個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提供し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。

口腔・栄養スクリーニング加算

(Ⅰ)20 単位/回(口腔機能向上加算との併算定不可)

- ・ 利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供していること。

(Ⅱ)5 単位/回(口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合のみ算定可能)

- ・ 口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態いずれかの確認を行い当該情報を担当する介護支援専門員に提供していること。

ADL 維持等加算

(Ⅰ)30 単位/月

イ：評価対象利用期間が 6 月を超える者の総数が 10 人以上であること。

ロ：利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目(6 月目のサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Index(基本的 ADL)を適切に評価できる者が ADL 値を控除し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

ハ：利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済 ADL 利得)について、入居者等から調整済 ADL 利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上であること。

(Ⅱ)60 単位/月

- ・ (Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。
- ・ 評価対象入居者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 2 以上であること。

サービス提供体制強化加算

(Ⅰ)22 単位/日

介護福祉士が 70%以上、または、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。

(Ⅱ)18 単位/日

介護福祉士が 60%以上であること。

(Ⅲ)6 単位/日

介護福祉士が 50%以上、または、常勤職員が 75%以上、または、勤続 7 年以上の職員が 30%以上であること。

退院・退所時連携加算（30 単位/日）

医療提供施設を退院・退所して入居を受け入れた場合。ただし、入居から 30 日以内。

協力医療機関連携加算

（1）100 単位/月

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合。

（2）40 単位/月

上記以外の場合。

退居時情報提供加算（250 単位/回）

利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
※利用者 1 人につき 1 回に限り算定。

身体拘束廃止未実施減算（10%/日減算）

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回開催していないまた、指針の整備や定期的な研修を実施していない場合。なお、身体拘束が発生した場合に県知事への改善計画書を提出し 3 月後に改善計画書に基づく改善状況を県知事に報告していない場合。事実が発生した月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算。

業務継続計画未策定事業所減算（3.0%減算）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬から減算。

高齢者虐待防止措置未実施減算（1.0%減算）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬から減算。

冬期加算額（介護保険法外）

11 月から 3 月までの共有部分の暖房代 1 か月 1,933 円を生活費に加算させていただきます。

- ・入居者が、まだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請に必要な事項を記載した「サービス提供申請書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

- ・生活費、サービスの提供に要する費用は、制度改革及び法改正などによって、金額が変更または改定される場合があります。また、居室を代わった場合は、居住に要する費用が、変更になる場合があります。
- ・入居契約終了にともなう居室清掃が完了するまでの居住に要する費用などをご負担いただきます。

(3) 以下のサービスに要する費用は、入居者の実費負担になります。

- ① 自室で使用する電気料金
- ② 電話機の設置工事費用及び通話料金・インターネット接続に関する費用
- ③ 受診、医療費、おむつ代など
- ④ 理美容サービスなど
- ⑤ 個人の趣味、教養、娯楽、各クラブ活動などに要する経費
- ⑥ 特別な食事・嗜好品（入居者のご希望に基づいて特別な食事等を提供します。）

利用料金：要した費用の実費

- ⑦ 退居時の専門業者の清掃代金また、原状回復にともなう費用
- ⑧ その他、特別な事情での費用発生の場合は、ご相談の上決定致します。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、毎月10日前後に前月分を請求しますので、請求月26日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア ・当施設窓口にて現金支払い

イ ・指定口座への振込み

四国銀行 山田支店 普通預金 0587951

社会福祉法人 ウエルプラザ 理事長 楠目 隆

ウ ・口座引落 ご指定の預金口座から請求月26日に引き落とし

・保険料の滞納などにより、市町村から保険給付が支払われない場合は、一旦利用料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日当該市町村の窓口に出しますと、保険料給付額（9割・8割・7割）の払い戻しを受けることができます。

8 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、入居者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに協力医療機関へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

9 長期入院、長期不在の場合

入居者がその居室に1ヵ月以上不在となる場合には、入居者またはその身元保証人は事業所に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の保全と利用方法、連絡方法について事業所と協議するものとします。

1.0 事故発生時の対応

入居者に対する施設の過失による重大事故が発生した場合は、速やかに市町村に報告します。また、事故発生時は、入居者家族に対し連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際して実施した処置を記録します。なお、サービス提供にあたって入居者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を補償します。（ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません）また、事故発生の防止のための指針を整備するとともに、当該事実が報告された場合は、その事故の分析を通じた改善策を職員全体に周知徹底する体制を整備します。

1.1 身体的拘束等の適正化について

施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為を行いません。

- ① 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ② 施設は、身体的拘束等の適正化に向けて「身体的拘束等の適正化委員会」を設置し、3ヶ月に1回及び必要時には随時、委員会を開催することとする。
- ③ 施設は、全職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するとともに、新任職員に対しては随時実施します。

1.2 衛生管理について

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、感染対策委員会を設置し3か月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。また、「感染症及び食中毒のまん延防止のための研修」を新人研修及び年2回以上の研修を実施し、必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう訓練（シミュレーション）を行います。
- ② 感染症及び食中毒の発生が疑われる際には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療関係や保健所、市町村における関係機関との連携を図り適切な措置を行います。また、施設内及び関係機関との連携が図れるように、連絡体制を整備し迅速な対応を行います。
- ③ 感染症及び食中毒が疑われる状況が発生した場合は、医師または、感染対策委員会の判断により、ご家族等のご面会または、入居フロアや館内への立入を制限させていただく場合があります。

1.3 非常災害対策

施設は、入居者の安全を第一とし、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的（2か月から4か月に1回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行うものとし、地域住民との連携に努めます。

- ① 施設は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、研修の実施及び訓練（シミュレーション）を行います。

1.4 虐待防止の推進

施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に定める措置を講じることとする。

- ① 施設は、虐待の発生又は、再発の防止に向けて「虐待防止対策検討委員会」を設置し、3ヶ月に1回及び必要時には随時、委員会を開催することとする。
- ② 施設は、虐待防止のための指針を整備することとする。
- ③ 施設は、全職員に対する虐待防止対策等の研修を年2回以上実施するとともに、新任職員に対しては随時実施することとする。
- ④ 前各号を適切に実施するため、担当者を置く。

1.5 協力医療機関

(下記での診療、入院治療を優先的また、義務づけるものではありません。)

医 療 機 関 の 名 称	主 な 診 療 科 目
高知厚生病院	内科 整形外科
楠目歯科診療所	歯科
愛宕病院	内科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科

1.6 苦情、要望及び相談の受付について

(1) 当施設における苦情や要望、ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 受付担当者 相談課：生活相談員・介護支援専門員
 - ② 苦情解決者 施設長
 - ③ 受付時間 8：30～17：30（受付担当者の勤務体制に準じる）
 - ④ 電話番号 0887-52-3353
- ・専用窓口以外でも他職員にてお伺いいたします。
 - ・各サービスステーションに苦情受付ボックス（ご意見箱）を設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情相談受付機関

高知県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	高知県高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	9:00～12:00 13:00～16:00
香美市役所 健康介護支援課 社会長寿班 介護保険係	所在地	高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1
	電話番号	0887-53-9280
	FAX番号	0887-53-5958
	対応時間	8：30～17：15

※その他、各市町村の介護保険担当課でも受け付けています。

1 7 第三者評価について

提供するサービスの第三者評価は受審していません。

1 8 施設入居にあたって留意事項

項 目	留 意 事 項
面 会 時 間 8:30～20:00	ご来訪者は必ずその都度職員にお声をかけ、居室での面会簿に記載をお願いします。 ※感染症のまん延防止のため入居フロアや館内への出入りを制限させて頂く場合があります。
外 出 ・ 外 泊	事前にお申し出下さい。 お出かけの際、許可届をフロアの職員まで提出下さい。
医療関係への受診	特に制約はありません。 入居者の主治医、かかりつけ医へご相談下さい。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 類 の 利 用	施設内の居室や設備、器具類は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙は決められた場所以外では、厳禁です。 飲酒して騒いだり、けんかしたり、他の入居者に迷惑をかけないよう、常識のある飲酒をして下さい。
迷 惑 行 為	騒音等他入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
貴 重 品	貴重品管理規定にて適切に取り扱います。
施設立て替え金	物品の購入・理美容費・医療費など必要に応じて、施設で立て替えを行ったうえ、利用料請求時にお知らせし、お支払いをしていただきます。
宗 教 活 動	原則自由ですが、入居者等に迷惑を及ぼすような宗教・政治活動及び勧誘はご遠慮下さい。

1 9 個人情報に関する基本方針

- イ. 社会福祉法人ウエルプラザ（以下、「法人」という）は、入居者または、その家族等（以下、「入居者等」という）の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えております。

法人が保有する入居者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広

く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令
その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに
宣言します。

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し利用目的を
通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、入居者等の同意を得ることとします。
- ③法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省
ガイドラインの趣旨を理解した上で、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への
適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する
規則類を整備し、必要な教育を継続的にを行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失またはき損の予防及び是正のため、法
人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、苦情、第三者提供の扱い等の対応法人は、入居者
及びご家族が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、苦情、第三者提供の
停止等の申し出がある場合には、対応します。これらを希望される場合には、相談課までお問
い合わせ下さい。

(4) 苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切な対応に努めます。

ロ. 特定個人情報（マイナンバー制度）について

個人番号の取り扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管制限・廃棄な
ど厳格なルールが決められているため、厚生労働省に定める「特定個人情報の適正な取扱いに
関するガイドライン」及び法人が定める「特定個人情報取扱規程」を厳守して、適正に取扱う
ものとします。

20 個人情報の利用目的

(1) 施設内部での利用目的

- ①施設が入居者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退居の管理、会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該入居者の介護に係る事

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が入居者に提供する介護サービスのうち
 - ・入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携
(サービス担当者会議等)、照会への回答

- ・その他の業務委託
- ・入居者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・ご家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託（一部委託を含む）
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

（１）施設内部での利用に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等の実習また、事例研修等の協力
- ・施設発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示等
- ・居室の表札の掲示
- ・面会の為の所在確認の電話及び窓口対応

（２）他の事業者等への情報提供に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関・評価機関等への情報提供

2 1 個人情報の使用に係る同意事項

（１）利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

（２）使用条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、入居者等とのサービスご利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
 - ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。
 - ③事業所は、サービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの計画終了後５年間します。
 - ④事業所は入居者またはその身元保証人に対し、保管する入居者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。
- ・担当 相談課：生活相談員または、介護支援専門員まで申し出て下さい。

ケアハウス好日館基本利用料金表(特定施設入居者生活介護費)

令和6年10月1日～(介護報酬改定)

介護保険負担割合 1割

対象収入による 階 層 区 分	生活費	サービスの提 供に要する 費用	居住に要 する費用 (Aタイプ)	居住に要 する費用 (Bタイプ)	介護サービス費(月30日あたり) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 12.8%					自己負担金額(左記金額の月30日合計/単位:円)				
					要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1, 500, 000円以下	46, 336	10, 000	37, 000		19, 796	22, 064	24, 432	26, 632	28, 967	113,132	115,400	117,768	119,968	122,303
	46, 336	10, 000		40, 000	19, 796	22, 064	24, 432	26, 632	28, 967	116,132	118,400	120,768	122,968	125,303
1, 500, 001円以上～ 1, 600, 000円以下	46, 336	13, 000	37, 000		19, 796	22, 064	24, 432	26, 632	28, 967	116,132	118,400	120,768	122,968	125,303
	46, 336	13, 000		40, 000	19, 796	22, 064	24, 432	26, 632	28, 967	119,132	121,400	123,768	125,968	128,303
1, 600, 001円以上	46, 336	15, 800	37, 000		19, 796	22, 064	24, 432	26, 632	28, 967	118,932	121,200	123,568	125,768	128,103
	46, 336	15, 800		40, 000	19, 796	22, 064	24, 432	26, 632	28, 967	121,932	124,200	126,568	128,768	131,103

介護保険負担割合 2割

対象収入による 階 層 区 分	生活費	サービスの提 供に要する 費用	居住に要 する費用 (Aタイプ)	居住に要 する費用 (Bタイプ)	介護サービス費(月30日あたり) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 12.8%					自己負担金額(左記金額の月30日合計/単位:円)				
					要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1, 500, 000円以下	46, 336	10, 000	37, 000		39, 592	44, 128	48, 864	53, 264	57, 934	132,928	137,464	142,200	146,600	151,270
	46, 336	10, 000		40, 000	39, 592	44, 128	48, 864	53, 264	57, 934	135,928	140,464	145,200	149,600	154,270
1, 500, 001円以上～ 1, 600, 000円以下	46, 336	13, 000	37, 000		39, 592	44, 128	48, 864	53, 264	57, 934	135,928	140,464	145,200	149,600	154,270
	46, 336	13, 000		40, 000	39, 592	44, 128	48, 864	53, 264	57, 934	138,928	143,464	148,200	152,600	157,270
1, 600, 001円以上	46, 336	15, 800	37, 000		39, 592	44, 128	48, 864	53, 264	57, 934	138,728	143,264	148,000	152,400	157,070
	46, 336	15, 800		40, 000	39, 592	44, 128	48, 864	53, 264	57, 934	141,728	146,264	151,000	155,400	160,070

介護保険負担割合 3割

対象収入による 階 層 区 分	生活費	サービスの提 供に要する 費用	居住に要 する費用 (Aタイプ)	居住に要 する費用 (Bタイプ)	介護サービス費(月30日あたり) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 12.8%					自己負担金額(左記金額の月30日合計/単位:円)				
					要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1, 500, 000円以下	46, 336	10, 000	37, 000		59, 388	66, 192	73, 296	79, 896	86, 901	152,724	159,528	166,632	173,232	180,237
	46, 336	10, 000		40, 000	59, 388	66, 192	73, 296	79, 896	86, 901	155,724	162,528	169,632	176,232	183,237
1, 500, 001円以上～ 1, 600, 000円以下	46, 336	13, 000	37, 000		59, 388	66, 192	73, 296	79, 896	86, 901	155,724	162,528	169,632	176,232	183,237
	46, 336	13, 000		40, 000	59, 388	66, 192	73, 296	79, 896	86, 901	158,724	165,528	172,632	179,232	186,237
1, 600, 001円以上	46, 336	15, 800	37, 000		59, 388	66, 192	73, 296	79, 896	86, 901	158,524	165,328	172,432	179,032	186,037
	46, 336	15, 800		40, 000	59, 388	66, 192	73, 296	79, 896	86, 901	161,524	168,328	175,432	182,032	189,037

※上記金額に介護保険法による加算・減算や実費負担があります。また、冬季加算額(共有部分の暖房費)として月額1,968円を11月から3月までご負担いただきます。